

2021年2月19日

各位

株式売渡請求の承認に関する公告

東京都世田谷区池尻三丁目1番3号
株式会社テクノ・セブン
代表取締役社長 齊藤 征志

当社は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第179条第1項に規定する特別支配株主であるTCSカンパニーズ株式会社(以下「TCSカンパニーズ」といいます。)から、2021年2月18日付で、同法第179条の3第1項の規定により、当社の株主の全員(但し、当社及びTCSカンパニーズを除きます。以下「本売渡株主」といいます。)に対して、その有する当社の普通株式(以下「本売渡株式」といいます。)の全部をTCSカンパニーズに売り渡すことの請求(以下「本売渡請求」といいます。)を行う旨の通知を受け、同日付の当社取締役会において本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。)第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称 TCSカンパニーズ株式会社
所在地 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号

2. 特別支配株主完全子法人に対して本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称 該当事項はありません。

3. 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項 TCSカンパニーズは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡株式1株につき2,000円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)

2021年3月24日

6. 本売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて、当社が指定した方法により(本売渡対価の交付についてTCSカンパニーズが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以上